

物価高騰対策支援給付金について

(令和6年度新たに住民税非課税または新たに住民税均等割のみ課税となる世帯)

物価高騰による負担増を踏まえ、令和6年度新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税となる世帯を対象に、1世帯あたり10万円の物価高騰対策支援給付金を給付します。

物価高騰対策支援給付金（令和6年度新たに住民税均等割非課税となる世帯）

●支給対象世帯

令和6年6月3日（基準日）時点において益田市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税の世帯の世帯主に支給します。

※令和5年度価格高騰緊急支援給付金の対象となった世帯は支給対象になりません。

※住民税が課税されている方の扶養親族（地方税法の規定による青色事業専従者および事業専従者を含む）のみからなる世帯は支給対象になりません。

●給付金の支給額 1世帯あたり10万円

●給付金の支給手続き

(1) 世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税の世帯

- ①対象となる世帯には、市から給付内容や確認事項等が記載された書類を7月中旬以降順次郵送します。
 - ②書類が届いたら内容を確認のうえ、案内に従って手続きをしてください。
 - ③手続き後、給付金を指定の口座に振込みます。
- ※書類の郵送に時間を要する世帯もありますのでご了承ください。

(2) 世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税の世帯で、世帯の中に令和6年6月4日以降に益田市へ転入された方や修正申告等により収入（所得）が変更となった方を含む場合

- ①給付金を受取るには申請が必要です。
- ②申請受付後、支給要件を充たしているかどうかの審査を行います。
- ③支給要件を充たしている世帯へ支給決定通知書を郵送し、給付金を申請口座に振込みます。

物価高騰対策支援給付金（令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となる世帯）

●支給対象世帯

令和6年6月3日（基準日）時点において益田市に住民登録があり、世帯全員が令和6年度分の住民税均等割のみ課税者で構成される世帯、または令和6年度分の住民税均等割のみ課税者と均等割非課税者で構成される世帯の世帯主に支給します。

※物価高騰対策支援給付金（令和5年度住民税均等割のみ課税世帯）の対象となった世帯は支給対象になりません。

※住民税が課税されている方の扶養親族（地方税法の規定による青色事業専従者および事業専従者を含む）のみからなる世帯は支給対象になりません。

●給付金の支給額 1世帯あたり10万円

●給付金の支給手続き

(1) 世帯全員が令和6年度分の住民税均等割のみ課税者で構成される世帯、または令和6年度分の住民税均等割のみ課税者と均等割非課税者で構成される世帯

- ①対象となる世帯には、市から給付内容や確認事項等が記載された書類を7月中旬以降順次郵送します。
 - ②書類が届いたら内容を確認のうえ、案内に従って手続きをしてください。
 - ③手続き後、給付金を指定の口座に振込みます。
- ※書類の郵送に時間を要する世帯もありますのでご了承ください。

(2) 世帯全員が令和6年度分の住民税均等割のみ課税者で構成される世帯、または令和6年度分の住民税均等割のみ課税者と均等割非課税者で構成される世帯で、世帯の中に令和6年6月4日以降に益田市へ転入された方や修正申告等により収入(所得)が変更となった方を含む場合

- ① 給付金を受取るには申請が必要です。
- ② 申請受付後、支給要件を充たしているかどうかの審査を行います。
- ③ 支給要件を充たしている世帯へ支給決定通知書を郵送し、給付金を申請口座に振込みます。

共通事項

● 申請書等提出先

福祉総務課(福祉事務所2階) ☎ 31-0664

郵送の場合は「〒698-8650 常盤町1-1 益田市役所 福祉総務課」宛

申請書等は、7月中旬以降に福祉総務課窓口に設置するほか、市ホームページにも掲載します。

● 申請期限 9月30日(月)

【問い合わせ先】市福祉総務課 ☎ 31-0664 (平日8:30~17:15) ☎ 23-5454

✉ fukushi@city.masuda.lg.jp

全国山城サミット 開催記念連載「益田の山城探訪」(全8回) 第4回 匹見の山城

【問い合わせ先】市文化振興課 ☎ 31-0623

今年11月16日(土)・17日(日)に益田市において「第31回全国山城サミット 益田大会」が開催されます。これにあわせ、本連載では市内の代表的な山城を紹介します。

匹見町にも山城が点在しています。今回は、特に市の史跡に指定されている山城を匹見川上流から順に紹介します。

道川城跡(匹見町道川)は、匹見川南側に小平野が連続するあたりに突き出た尾根の先端部に位置します。三段の曲輪が尾根の先端に向かって並び、その背後は尾根伝いに攻められないよう、切岸と三重の堀切によって遮断されています。

上ノ山城跡(匹見町匹見)は、匹見町中心部からやや東側に位置し、曲輪と横堀が残ります。萩原・半田・江田・山根下・正下地といった地域を眼下に収め、また山根上・広見を経て安芸国(広島県)に通じる街道を押える位置にあります。

一方、**小松尾城跡**(匹見町紙祖)は、匹見町中心部から南に伸びる平野部の奥まった場所に位置し、紙祖の平野部と紙祖川沿いに三葛や七日市(吉賀町)、安芸国、安蔵寺山の麓を回り六日市(吉賀町)に通じる街道を押える位置にあります。南北の尾根上に一直線に曲輪が配置され、

背面は四重の堀切で遮断されています。

碁盤嶽城(匹見町広瀬)は、和又の集落を押える位置にあり、曲輪が残ります。また、**広瀬城跡**(匹見町広瀬)は、広瀬の集落を押える位置にあり、曲輪と豎堀・横堀が残ります。

叶松城跡(匹見町澄川)は、持三郎・三出原・長尾原・土井ノ原と匹見川沿いに平地が連続する最も下流の高い山上に位置します。背後に三重の堀切があるほか、正面にも堀切があります。

匹見の山城はやや小規模なものが多くですが、前面は匹見川が天然の堀となり、背面は堀切を設けて防御を固めており、いずれも堅固な山城と言えます。



匹見町の山城跡位置図